

## 1 高齢者虐待防止について

高齢者に対する虐待に対応するため、平成18年4月1日に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、法という。）が施行され、高齢者の介護に関わる者の義務等が規定されました。高齢者への虐待を未然に防ぐためには、法に従い、関係機関がそれぞれの役割を認識し、果たしていくことが必要です。

## 2 高齢者虐待の定義

【高齢者虐待】 ①. 養護者（※1）による高齢者虐待

②. 養介護施設従事者等（※2）による高齢者虐待

（※1：養介護施設従事者等以外で高齢者を養護する者（家族、親族、同居人等））

（※2：老人福祉法及び介護保険法に規定される施設又はサービス事業の業務に従事する者。以下参照。）

【養介護施設従事者等】 … 「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

区分	老人福祉法による規定	介護保険法による規定
養介護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人福祉施設</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護療養型医療施設</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・ 地域包括支援センター</li> </ul>
養介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人居宅生活支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅サービス事業</li> <li>・ 地域密着型サービス事業</li> <li>・ 居宅介護支援事業</li> <li>・ 介護予防サービス事業</li> <li>・ 地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・ 介護予防支援事業</li> </ul>

## 虐待として定義される行為について

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3 通報義務等

養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。(法第5条第1項)

### (1) 通報義務について

#### ■ 養護者による高齢者虐待の通報義務(法第7条第1項)

養護者から虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。

#### ■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報義務(法第21条第5項)

養介護施設従事者等は、従事している養介護施設等において、養介護施設従事者等から虐待を受けたと思われる高齢者を見つけた場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。

## (2) 通報等をした従事者等の保護について

### ■ 通報をした従業者に対する不利益取扱いの禁止(法第 21 条第6項、第7項)

○施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこととされています。

○こうした規定は、高齢者虐待の事例を発見した従事者が市町村に通報しやすい環境を整備することにより、虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

○ただし、これらの規定については「虚偽であるもの及び過失による」は除くとされており、「高齢者虐待の事実がないのに通報をしたり」（虚偽であるもの）、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない通報」（過失によるもの）の場合は、不利益取扱い禁止の対象とはなりません。

## 4 高齢者虐待防止の措置

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、従事者等への研修の実施、当該施設に入所する、又は当該事業のサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情処理の体制の整備、施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講じなければなりません。（法第 20 条）

### (1) 高齢者虐待の傾向等

○厚生労働省の調査によれば、養介護施設従事者等による虐待における発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多く報告されています。

○また、「男性」や「30歳未満」の虐待者の割合が高い傾向が見られます。

○被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別との関係では、認知症日常生活自立度Ⅱ以上は84.8%と、被虐待高齢者の大半を占めています。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応の強化について（H27.2.6老発0206第2号より）

### (2) 高齢者虐待防止の取組について

○養介護施設従事者等による高齢者虐待の問題は、単純に職員個人だけに原因を求められるものではありません。

○施設における高齢者虐待防止における取組が十分ではなく、要介護施設等従事者等の一人一人の努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつな

がるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。

- 養介護施設等は、職場内会議や施設（事業所）内研修を通じて絶えず虐待防止の意識の徹底を図るとともに虐待の早期発見システムを整備することが求められます。具体的な取組としては以下のようなことが考えられます。

- 要介護施設等の管理者は、日頃から職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、要介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し報告等を適切に行う。
- 施設内でメンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に実施する。
- 日頃から、不適切ケア・虐待の発生を職員間でチェックする体制づくりを行う。
- 不適切ケア・虐待を発見した際の対応ルールを策定し、周知徹底する。

### （3）行政の調査への協力

- 虐待の通報があった場合は、たとえそれが疑いであっても、市町村又は県の職員が要介護施設等に立入り、事実確認を行うことがあります。
- 行政から協力依頼があった場合は、職員への事情聴取や書類の提示、施設自ら虐待の有無を確認する自主的取り組み等が求められます。
- 虐待の通報等があった場合、市町村長又は都道府県知事は、施設の業務の適正な運営を確保して高齢者の安全を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使することになります。（法第 24 条）

- ◎. 県ホームページにおいても高齢者虐待防止に関する資料を掲載していますので、参考としてください。

掲載場所：ホーム > 福祉・医療 > 高齢者 > 高齢者福祉 > 高齢者虐待対策について